

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社中央倉庫			コード	9319		
提出日	2025/5/28		異動（予定）日	2025/6/24			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 (独立役員である社外取締役安達義二郎氏が任期満了により退任し、新たに社外取締役に選任され就任する予定の村本真甲夫氏を独立役員として指定するため。)						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	藤本 真人	社外監査役	○										△				有
2	吉松 裕子	社外取締役	○												○		有
3	人見 浩司	社外監査役	○										△				有
4	村本 真甲夫	社外取締役	○										△				新任
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤本眞人氏は、過去（2011年10月まで）に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者（パートナー）を務めておりました。現在は、同監査法人を退所し、藤本眞人公認会計士事務所を開業しております。当社は、有限責任監査法人トーマツに監査証明業務等の対価として報酬を支払っております。	藤本眞人氏は、当社の会計監査人である監査法人の出身者ですが、東京証券取引所が規定する独立性基準及び当社の定める独立社外役員の独立性判断基準に照らし、当社が同監査法人に支払っております監査証明業務等の対価としての報酬は同監査法人にとって当社への経済依存度が生じるほど多額ではないこと、また、当社にとっても多額の支出ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員として指定しております。
2		吉松裕子氏は、コーポレートガバナンスの透明性確保の観点より当社経営陣から独立した機能と職責を担っており、東京証券取引所が規定する独立性基準及び当社の定める独立社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
3	人見浩司氏は、過去（2021年6月まで）に当社の取引先金融機関である株式会社京都銀行の代表取締役・専務取締役でありました。当社と株式会社京都銀行との間には取引先金融機関としての通常の取引以外特段記載すべきものはありません。	人見浩司氏は、当社の取引先金融機関の出身者ですが、東京証券取引所が規定する独立性基準及び当社の定める独立社外役員の独立性判断基準に照らし、同行からの借入比率は突出していないこと、また、当社は複数の金融機関と取引を行っており借入依存度も高くないため、一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員として指定しております。
4	村本真甲夫氏は、過去（2017年4月まで）に当社の取引先金融機関であるみずほ信託銀行株式会社の常務執行役員でありました。当社とみずほ信託銀行株式会社との間には取引先金融機関としての通常の取引以外特段記載すべきものはありません。	村本真甲夫氏は、当社の取引先金融機関の出身者ですが、東京証券取引所が規定する独立性基準及び当社の定める独立社外役員の独立性判断基準に照らし、同行からの借入比率は突出していないこと、また、当社は複数の金融機関と取引を行っており借入依存度も高くないため、一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外役員となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を以下のとおり定めております。

(独立社外役員の独立性判断基準)

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当しないこととする。

- ① 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ③ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - ④ 当社の大株主またはその業務執行者
 - ⑤ 最近3年間において①から④のいずれかに該当していた者
 - ⑥ 次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 - a. ①から⑤までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
 - c. 最近3年間においてbまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- (注)
- ① 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
 - ② 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の2%以上となる者をいう。
 - ③ 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
 - ④ 「大株主」とは、総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。